

2023年12月20日

各位

株式会社 山形銀行

**投資信託取引における届出印の廃止（印鑑レス化）および
「投資信託取引約款・規定集」改定のお知らせ**

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび山形銀行では、お客さまのお手続きの簡素化・利便性向上のため、2024年1月より投資信託取引におけるお届け印を廃止し、印鑑レスによるお手続きが可能になります。また、本取扱いに伴い、「投資信託取引約款・規定集」を下記のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2024年1月4日（木）

2. 内容

(1) お手続きの印鑑レスについて

お届け印の廃止に伴い、投資信託に係る全てのお手続きが印鑑レスになります。

お届け印の押印に代わり、本人確認書類（※）をご提示いただきます。

既に当行で投資信託口座をお持ちのお客さまは、当面の間、お届け印によるお手続きも可能です。

※ 運転免許等の顔写真付き本人確認書類、投資信託に係るお客さま宛郵送物、お通帳、キャッシュカード、社員証等

(2) 約款の改定について

項目	改定内容
投資信託総合取引約款	
第1章 総合取引	第3条（印鑑届出） 削除
第3章 投資信託受益権振替決済口座管理規定	第19条（当行への届出事項） お届け印に関する記述を削除
	第20条（振替の申請） お届け印に関する記述を削除
	第26条（届出事項の変更手続き） お届け印に関する記述を削除
	第32条（免責事項） 当行の免責事項を「印影を届け出の印鑑との照合」から「本人確認書類が正当だった場合」に変更
第4章 自動けいぞく（累積）投資約款	第35条（申込方法） お届け印に関する記述を削除
	第42条（申込事項等の変更） お届け印に関する記述を削除

	第 43 条 (その他)	お届け印に関する記述を削除 当行の免責事項を「印影を届け出の印鑑との照合」 から「本人確認書類が正当だった場合」に変更
--	--------------	---

以 上

お問い合わせ 事務統括部 0120-425-931 電話受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）
--